

お知らせ

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

市民税・県民税申告書には マイナンバーの記載が必要です!!

申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

+

本人確認書類の 提示又は写しの添付

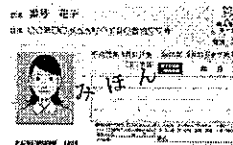
マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要です

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
※ マイナンバーカードの写しを添付する場合は、表面及び裏面の写しを添付台紙等に貼って、申告書と一緒にご提出ください。



(表面)



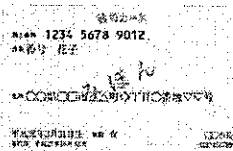
(裏面)

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

① 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ



+

② 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※ 写しを添付する場合は、①「番号確認書類」の写しと②「身元確認書類」の写しを添付台紙等に貼って、申告書と一緒にご提出ください。

※ 所得税の確定申告書を市の申告会場で提出する場合は、写しの添付が必要です。